

## 三重県営業本部設置要綱（改正案）

（趣旨）

第 1 条 首都圏営業拠点「三重テラス」、「関西事務所」を核とした首都圏および関西圏（以下、「首都圏等」という。）を最重要エリアとし、三重の「食」や「観光」、「歴史」、「文化」、「産業」及び「それらに関わる人々」などの魅力を、市町、事業者等と一体となり共感呼び込む国内外への情報発信等により誘客促進や県産品の販路拡大を行うことにより、「県民力でめざす「幸福実感日本一」の一翼を担うものとする。

（基本取組）

第 2 条 営業本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）首都圏等の営業拠点による「三重の魅力」発信機能を最大限に発揮するための効果的なプロモーションの実施
- （2）首都圏等における応援企業、応援店舗、応援団の活用等、面的な情報発信による三重の認知度の向上と各部局の有するネットワークの活用による三重ファンの拡大
- （3）関係者と一体となった「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」の実施及び全庁を挙げた観光PRの展開
- （4）国内外からの誘客及び県産品の販路拡大等の推進
- （5）企業誘致の推進による雇用の場の確保、並びに三重県への移住・交流の促進
- （6）中小事業者へのフォローアップを含めた営業機会の提供
- （7）市町、事業者等との継続的な情報共有の仕組みづくりと三重の魅力ある発信情報の掘り起こし
- （8）部局横断的・効果的な活動につながる体制づくりと情報・提案・行動の共有

（組織）

第 3 条 営業本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とし、本部会議を招集する。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、総括本部員兼営業部長、戦略企画部長、健康福祉部長、環境生活部長、地域連携部長、農林水産部長、雇用経済部長、スポーツ推進局長、

南部地域活性化局長、観光局長、東京事務所長、関西事務所長及び首都圏営業拠点運営総括監の職にある者をもって充てる。

- 5 本部長は、必要に応じて、本部会議に本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 営業本部活動の企画調整を行うため、総括本部員兼営業部長を総括とする営業本部推進チームを設置する。  
営業本部推進チームは、本部員の属する部局の課長級の職員（三重テラスにあっては班長）をもって充てる。

（運営）

- 第4条 総括本部員兼営業部長は本部会議の運営を所管し、営業本部活動（全庁及び全市町の組織協業）を効果的に推進するための提案を行うとともに、営業本部推進チームへの必要な助言を行う。
- 2 営業本部推進チームは、営業本部活動の事業実施の企画調整を行うとともに相互に連携した情報発信を行う。

（事務局）

- 第5条 営業本部の事務局は、雇用経済部三重県営業本部担当課に置く。

（その他）

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成23年7月5日から施行する。  
この要綱は、平成25年7月11日から施行する。  
この要綱は、平成26年4月23日から施行する。  
この要綱は、平成27年 月 日から施行する。